

生活便利手冊



菊川市

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61
电话：0537-35-2111（代表）

PC版 <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>

手机版

<http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/mobile/index.html>



面向外国人 咨询窗口 信息传递	4
申报、手续	8
税金	12
国民 健康保险	18
国民年金	22
福利 (老年人)	26
福利 (残疾人)	32
育儿支援	34
教 育	42
咨 询	48
保健・预防	52
上、下水道	56
环 境	62
防灾・急救	66
医疗 (医疗机构・ 急救治疗)	74
地区活动	76
地区 (地区中心)	78
市内设施 使用列表	80
中央公民馆 使用费用 列表	82

中国語版

生活便利手冊



菊川市
Kikugawa-City

ようこそ菊川市へ

ようこそ菊川市へいらっしゃいます。
菊川市は、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯を始めとする、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存するまちです。

現在、菊川市ではこの豊かな自然の中で、笑顔と活気が生まれるまちづくりを目指し取り組んでいます。これから菊川市で生活する上で、あなたの生まれ育った国の価値観や常識だけで行動することは、トラパールの原因となります。不要な摩擦を避けるために日本の制度・習慣・権利・義務を知り、日本で生活する術を得ましょう。

この本は、菊川市で安心して生活できるよう菊川市での生活情報やルールをまとめてあります。もし、生活の悩みやトラパールがあったら一人で悩まないで、まず周りの人や市役所へ相談してください。

◆便利帳の利用にあたって注意

この便利帳に掲載されている内容は、2021年3月時点の情報を掲載しているため、制度の変更により内容が異なる場合があります。内容や、ここに掲載されていないことについて質問がありましたら市役所へご連絡ください。

菊川市の概要

▼市の位置

菊川市は、静岡県の中西部に位置し、東側に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南側に市内を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、北西側は掛川市に接し、面積は94.19平方キロメートルで温暖な気候に恵まれた自然豊かな地域です。市内には、JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、また近隣にはJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、富士山静岡空港を有することから、利便性に恵まれた将来性豊かな地域です。

▼市の人口

菊川市の総人口は、2020年12月末で48,290人で日本国籍者が44,686人外国籍者が3,604人が30か国で3,604人の方がおり、その内59%がブラジル人国籍者、フィリピン国籍が21%、ベトナム国籍7%、中国籍6%となっており、総人口に占める外国籍者の割合が7.46%と静岡県で1番高くなっています。

菊川市欢迎您

欢迎您来到菊川市。
菊川市の中央流淌着一级河川菊川，是以蔓延至牧之原台地的大茶园和平原部的田园地带为首的绿化丰富的自然环境和城市功能共存的地域。

现在，在菊川市在这个丰富自然中，以产生笑容和活力的城市建设为目标进行着不懈地努力。今后在菊川市生活之中，只用出生培育你的国家的价值观和常识行动的话，会成为产生纠纷的原因。为了避免不必要的摩擦来保护自己，请了解日本的制度・习惯・权利・义务，掌握在日本生活的方法吧。这本书，总结了为了能在菊川市放心的生活而需要的菊川市的生活信息和规定。

如果有了生活上的烦恼和纠纷时请不要一个人苦恼，首先请找周围的人和市役所去相談。

◆便利手册利用时的注意事项

这个便利手册所刊载的内容，因为是从2021年3月时的信息，由于制度的变更而与所刊载的内容有不一样的地方。对于内容、以及没有被刊登的事情如果有疑问请与市役所联络。

菊川市の概要

▼市の位置

菊川市位于静岡县的中西部，东侧拥有日本第一大茶园牧之原台地，南侧可眺望横穿市内的一级河川菊川所流入的远州滩，西北与挂川市相接，面积为94.19平方公里，是气候温暖 and 自然丰富的地区。其区域内有JR东海道本线菊川站，东名高速公路菊川出入口，还有相邻的JR东海道新干线挂川站、御前崎港口、富士山静岡机场，是既拥有便利性又富有发展空间的地区。

▼市人口

菊川市的总人口到2020年12月末为止有48,290人，其中日本国籍者44,686人，30个国家的外国国籍者有3,604人，其中巴西国籍者占59%，菲律宾国籍者占21%，越南国籍7%，中国国籍6%，外国国籍者占总人口比例的7.46%在静冈县居最高位。

相談窓口
情報発信

外国人相談窓口

困っているときは外国人相談窓口を利用してください。
専門機関の紹介もできます。

時間：〇は午前 8 時 15 分～午後 5 時

△は午前 9 時～午後 5 時

場所：菊川市役所本庁舎東館さくら 2 階 地域支援課（静岡県菊川市堀之内 61）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
ポルトガル語	△	〇 午前：支所でも対応可能	△	〇 午前：支所でも対応可能	△
スペイン語	△	△ 午前：支所 午前：さくら	△	△ 午前：支所 午前：さくら	△
英語	午前		午前		午前
日本語	〇	〇	〇	〇	〇

映像通訳や翻訳機器を使って相談することもできます。

相談方法：窓口、電話（0537-35-0925）、メール（tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp）

外国語版広報

「広報菊川」を外国語でも発行しています。ポルトガル語と英語で発行しています。



外国語版Facebook「Kikugawa-info」

菊川市のイベントや他の相談窓口について投稿しています。



外国人咨询窗口

有困难的时候请利用外国人咨询窗口。
也可以介绍专门机关。

时间：上午 8:15 ～下午 5:00

上午 9:00 ～下午 5:00

场所：菊川市行政本厅东馆(Kikuru)2 楼 地区支援课（静岡県菊川市堀之内 61）

	星期一	星期二	星期三	星期四	星期五
葡萄牙语	△	〇 上午支所也可以咨询	△	〇 上午支所也可以咨询	△
西班牙语	△	△ 上午：支所 下午：Kikuru	△	△ 上午：支所 下午：Kikuru	△
英语	上午		上午		上午
日本語	〇	〇	〇	〇	〇

也可以使用视屏翻译或翻译设备咨询。

咨询方法：窗口、电话（0537-35-0925）、邮件（tabunka@city.kikugawa.shizuoka.jp）

外国語版宣传

【宣传菊川】外国语也有发行。葡萄牙语和英语也有发行。



外国語版 Facebook【Kikugawa-info】

关于菊川市的庆典其他其他咨询窗口也有投稿。





届出・手続き

市民課 市民係 (TEL 35-0917)
小笠市民課 市民福祉係 (TEL 73-1111)

■住民登録(住民票)

平成24年7月9日から外国人住民の方も日本人と同様に住民基本台帳法の適用を受けることになりました
たので、各種の届出が必要となります。

住民基本台帳は、市民の皆さんからの届け出をもとに居住関係を登録し、作成されます。住民票写しなどの
証明、選挙、就学、国民健康保険、国民年金の資格や権利など、行政サービスを受ける基本となるものですので、
住所や世帯に変更があったときは定められた期間内に忘れずに届け出をしてください。

届出
手続き

4	8	12	18	22	26	32	34	42	48	52	56	62	66	74	76	78	80	82
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

申报、手续

市民課 市民担当 (TEL 35-0917)
小笠市民課 市民福利担当 (TEL 73-1111)

■居民登记 (身份证)

从平成 24 年 7 月 9 日开始外国人居民也和日本人一样适用了居民基本分类法，因此必须要申报各种
情况。

居民基本台帐的作成是以市民们的申报为基础登记居住关系的。居民投票等证明、选举、入学、
国民健康保险、国民年金的资格或权利等，是接受行政服务的基本，因此，住址或户口有变更时，
请不要忘记在规定的时间内申报。

申报种类	这样的情况	申报期限	申报时必须的物件
迁入申报	搬迁入菊川市的时候	在搬迁入 市里时 14 天之内	・ 迁出证明书 (前住址是市町村长发行的) ・ 申报人的印章 ・ 能证明申报本人的身份证明文书 (护照、驾驶执照等等) ・ 在留资格卡或者特别永住者证明书 ・ 国民年金手册 (有加入年金的) ・ 国民健康保险证 (有加入保险的) ・ 养老保险金受保资格证明书 (仅受保人) ・ 后期老人医疗被保险入记载内容确认书、 ・ 后期老人医疗承担分类等证明书 (仅加入者) ・ 我的号码卡 (仅限所有人)
迁居申报	市内搬迁的时候	从搬迁完 家后的 14 天之内	・ 申报人的印章 ・ 能证明申报本人的身份证明文书 (护照、驾驶执照等等) ・ 在留资格卡或者特别永住者证明书 ・ 国民年金手册 (有加入年金的) ・ 国民健康保险证 (有加入保险的) ・ 养老保险金受保资格证明书 (仅受保人) ・ 儿童医疗费领取人证 (仅领取人) ・ 我的号码卡 (仅限所有人)
迁出申报	搬迁到市外的时候	临近 搬迁的日子	・ 申报人的印章 ・ 能证明申报本人的身份证明文书 (护照、驾驶执照等等) ・ 在留资格卡或者特别永住者证明书
住民变更 申报	遇到住民的变更的时候 (户主的变更， 家庭成员分离等等)	一般变更的 时候	・ 申报人的印章 ・ 能证明申报本人的身份证明文书 (护照、驾驶执照等等) ・ 国民健康保险证 (如果有加入保险的)

■户籍申报

申报种类	申报期限	必要的东西
出生申报	从出生日开始 14 天以内	・ 出生申报书 (出生证明书) ・ 母子健康手册 ・ 健康保险证 ・ 护照 ・ 在留资格卡或者特别永住者证明书
死亡申报	从知道死亡事实 当天起 7 天内	・ 死亡申报书 (附有死亡证明的诊断书) ・ 护照 (本人、申报人)
结婚・离婚	由于国籍不同需要的资料各不相同，所以请务必向当事人的大使馆或领事馆进行咨询。	

■住民登録(住民票)

平成24年7月9日から外国人住民の方も日本人と同様に住民基本台帳法の適用を受けることになりました
たので、各種の届出が必要となります。

住民基本台帳は、市民の皆さんからの届け出をもとに居住関係を登録し、作成されます。住民票写しなどの
証明、選挙、就学、国民健康保険、国民年金の資格や権利など、行政サービスを受ける基本となるものですので、
住所や世帯に変更があったときは定められた期間内に忘れずに届け出をしてください。

届出種類	このようなとき	届けでる期間 届出期間	とどけて 届出に必要なもの
転入届	あぐわし 菊川市へ引っ越してきたとき	引っ越して きたときから 14日以内	・転出証明書(前住所地の市町村長が発行したもの) ・届出人の印鑑 ・届出本人が確認できる身分証明書(旅券、運転免許証など) ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国民年金手帳(加入者がいる場合) ・国民健康保険証(加入者がいる場合) ・介護保険受給資格証明書(受給者のみ) ・後期高齢者医療被保険者証記載内容確認書、 ・後期高齢者医療負担区分等証明書(加入者のみ) ・マイナンバーカード(所有者のみ)
転居届	しらい 市内で引っ越したとき	引っ越した ときから 14日以内	・届出人の印鑑 ・届出本人が確認できる身分証明書(旅券、運転免許証など) ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国民年金手帳(加入者がいる場合) ・国民健康保険証(加入者がいる場合) ・介護保険受給資格証明書(受給者のみ) ・こども医療費受給者証(受給者のみ) ・マイナンバーカード(所有者のみ)
転出届	しがい 市外へ引っ越すとき	引っ越し する日が 近づいたら	・届出人の印鑑 ・届出本人が確認できる身分証明書(旅券、運転免許証など) ・在留カードまたは特別永住者証明書
世帯 変更届	せたい 世帯に変更 (世帯主の変更、世帯分離など) があったとき	変更が あったとき	・届出人の印鑑 ・届出本人が確認できる身分証明書(旅券、運転免許証など) ・国民健康保険証(加入者がいる場合)

■戸籍届出

届出種類	届けでる期間 届出期間	とどけて 届出に必要なもの
出生届	う 生まれた日から 14日以内	・出生届出書(出生証明書) ・母子健康手帳 ・在留カードまたは特別永住者証明書
死亡届	しほつ 死亡の事実を知った 日から 7 日以内	・死亡届出書(死亡診断書がついているもの) ・旅券(本人、届出人)
婚姻・離婚	こんいん、りこん 国籍別に書類が異なりますので、必ず当事者の大使館へお問い合わせください。	

★出生届における注意点

出生届に提出する際には、日本国内で子どもが生まれたときは、14日間以内に父または母が出生届を居住地の役所へ提出してください。結婚していない場合、父による届出はできません。※父母のどちらかが日本人で、国外で子どもが生まれた場合はこの通りではありません。詳しくは市民課へお問い合わせください。

■特別永住者証明書の交付申請

特別永住者の方については、外国人登録法が廃止されたことに伴い「外国人登録証明書」から「特別永住者証明書」に切り替わるため、交付の手続きが必要となります。現在お持ちの外国人登録証明書は、施行日(2012年7月9日)以降の一定期間は特別永住者証明書とみなされますので、その一定期間内に特別永住者証明書を切り替える手続きをお願いいたします。詳しい手続き方法につきましては、本庁市民課までお問い合わせください。

■印鑑登録

登録できる人 菊川市に住民登録をしている15歳以上の人なら登録できます。ただし、1人1個に限りです。また、他の人が実印登録している印鑑や複製品を登録することはできません。

登録できる印鑑 1. 注文して作ったもの(同型が出回っていない印)

2. 住民票に登録している氏名、氏または名を表したもの 3. 直径が8mm以上25mm以内のもの

申請に必要なもの 1. 登録する印鑑 ※ゴム印、欠けた印鑑、家族で同じ印鑑は登録できません。 2. 本人確認のできるもの(運転免許証など顔写真付きの官公庁発行の身分証明書) ※アルファベット名の方が漢字、ひらがなで印鑑登録する場合は、通称名の登録が必要です。

印鑑登録証明書を申請するには 登録者の住所、氏名、生年月日、性別を申請書に記入して必ず印鑑登録証(カード)と一緒に窓口に申請してください。

■日曜開庁・水曜日業務時間延長について

市役所では、毎月第2日曜日は市役所本庁市民課、第4日曜日は小笠支所で午前8時15分から午後0時15分まで業務を行っています。また、毎週水曜日(祝日と年末年始を除く)は午後7時まで業務時間を延長していますので、あわせてご利用ください。

なお、日曜開庁と水曜日業務時間延長では、下記のとおり業務内容に違いがありますのでご注意ください。

【日曜開庁】

実施日 毎月第2日曜日…市役所本庁市民課 (TEL35-0917)

毎月第4日曜日…小笠支所小笠市民課 (TEL73-1111)

開庁時間 午前8時15分～午後0時15分

取扱業務(本人申請のみの取扱となります)

1. 現在の住民票の写しの発行 2. 印鑑登録手続き、印鑑証明書の発行 3. 現在の戸籍謄本、抄本の発行

【水曜日業務時間延長】

実施日 毎週水曜日(祝日と年末年始を除く) 開庁時間…午後7時まで

対象施設 市役所本庁、小笠支所、プラザげやき、中央公民館、水道料金お客さまセンター

※社会福祉協議会と児童館を除きます。

対象施設において実施部署や業務が限定されており、お取り扱いできない場合や再度の来庁をお願いする場合があります。事前にご利用のある課までお問い合わせください。

届出・手続き

★出生年度時の注意点

在日本国内孩子出生時请在14天之内，由父亲或母亲将出生申报提交至居住地政府。没有结婚的话，父亲不能申报。

※父母中有一方时日本人，在国外生孩子的情况不是这样的。详情请咨询市民课。

■特別永久居住者証明の交付申請

对于特别永久居住者，因外国人注册法被废除，所以从“外国人注册证明书”转变为“特别永久居住者证明书”，因此需要交付手续。目前拥有的外国人注册证明书在实行之日(2012年7月9日)起的一定期间内可视为特别永久居住者证明书，因此希望在这一期间内将它转换为特别永久居住者证明书。

关于详细的手续方法，请到本庁市民科咨询。

■印章注册

可申請印章注册者 在菊川市居民注册登记的15岁以上的人可以登记。但是，仅限一人一个。另外，不能登记别人进行印章登记的印章或已制品。

可申請登録の印章 1. 订购后制作的(没有显示同型的标志)印章

2. 居民身份证上登记的姓名、姓或名表示的印章 3. 直径在8mm以上25mm以内的印章

申請时必须携带的物件 1. 登录印章 ※橡胶印章、有缺口印章、家属用同样的印章不能登录。 2. 能确认本人的证件(驾驶执照等附有正面照片的行政机关发行的身份证件) ※用汉字、平假名进行印章登录时，需要进行通称名的登录。

申請印章登録証明書時 在申请书上填写登录者的住所、姓名、出生年月日、性别后，

请一定和印章登录证(卡)一起在窗口提出申请。

■关于星期天开厅、星期三业务时间延长

市政府是每月第2个星期天在市政府本庁市民课，小笠支所每月第4个星期天从上午8:15到下午12:15分为止办理业务。另外，每周星期三(节日和年末年初休息日除外)业务时间延长至下午7点，请合理利用。印章另外，星期天营业厅和星期三的业务时间延长时，如下所示，业务内容有所差异，敬请注意。

【星期天开厅】

実施日 每月第2个星期天…市政府办公庁市民课 (TEL35-0917)

毎月第4个星期天…小笠支所小笠市民课 (TEL73-1111)

开庁時間 上午8:15分～下午12:15分

办理业务(办理只限本人来庁的业务)

1. 现在的居民身份证的副本发行 2. 印章登录手续、印章证明书的发行

3. 现在的户口簿、抄本的发行

【星期三业务时间延长】

実施日 每周星期三(节日和年末年初休息日除外)开庁時間…下午7点为止

対象施設 市政府办公庁，小笠支所，PLAZAKEYAKI，中央公民馆、自来水费客服中心

※社会福祉协议和儿童馆除外。

対象施設中实施部门或业务被限制，根据业务内容会有需要请您再次来庁和不能办理的可能。请事先向您前往办理业务的科室进行咨询。

税金

ゼイ	タ	カ	(TEL35-0910・35-0918)
税	務	課	管理徴収係
務			市民税係
			資産税係

■税について

税金は、市民の皆さんが健康で快適な暮らしができるように、道路、下水道、公園の整備、教育、福祉の充実、防災や災害対策などの形に変わってきました。税金の中でも、市税は皆さんの身近なサービスを提供する上で大切な財源となっています。

税金

▼市県民税
1月1日現在、市内に住んでいる人および市内に住んでいないが、市内に事務所や事業所または家屋敷を所有している人は、市県民税を納めなければなりません。

▼固定資産税
1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産（事業の用に供することのできる資産、ただし自動車税・軽自動車税が課税されるものを除きます。）を所有している人は固定資産税を納めなければなりません。（税率は 1.4%）

▼軽自動車税（種別割）
4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車などを所有している人は、軽自動車税（種別割）を納めなければなりません。

▼軽自動車税（環境性能割）
令和元年 10月 1日以降に新車・中古車を問わず、取得金額が50万円を超える軽自動車を取得した時に、排出ガス性能や燃料性能に応じた税率で、軽自動車税（環境性能割）を納めなければなりません。

▼都市計画税
1月 1日現在、用途地域内に土地や家屋を所有している人は都市計画税を納めなければなりません。（税率は 0.3%）

▼国民健康保険税
職場の健康保険に加入している人などを除いて、すべての人が国民健康保険に加入しなければならないことになっています。また、世帯主は被保険者であるか否かにかかわらず、加入者のいる世帯では納税義務者となります。

■納税について

納税通知書（納付書）が、税目ごとに第 1 期分の納付月に郵送されます。口座振替でない場合は、全納期分の納付書が同封されますので、市役所や金融機関、納付書に記載のあるコンビニエンスストアで期限内に納めてください。 ※納付期限をすぎると、延滞金がかかる場合があります。

▼納税場所
菊川市指定金融機関等、市役所本庁内静岡銀行派出所または小笠支所小笠市民課、納付書に記載のあるコンビニエンスストア

▼口座振替をご利用ください
市税などを金融機関または郵便局の預貯金口座から、納期限の日に自動振替で納税できます。納期ごとに金融機関などへ出向く必要もなく、納め忘れがないので安心です。一度手續きすると毎年継続されますので大変便利な制度です。

【菊川市指定金融機関等】
静岡銀行、清水銀行、静岡京労働金庫、島田掛川信用金庫、遠州夢咲農業協同組合、ゆうちょ銀行、浜松磐田信用金庫

ゼイ	タ	カ	(TEL35-0910・35-0918)
税	務	課	管理徴収係
務			市民税係
			資産税係

税金

■关于税金

税金是为了诸位市民能够健康舒适的生活，以道路，下水道，公园的整理，教育，福利的充实，消防和灾难对策等的形式回报给诸位。

税金之中，市税是为诸位提供切身服务的重要的财源。

▼市县民税

到 1 月 1 日为止在市内居住及不在市内居住的，但在市内有事务所，事业所以及房产持有者必须缴纳市县民税。

▼固定资产税

到 1 月 1 日为止市内的土地・房屋・偿还资产（提供事业用的资产，但是自动车税・轻自动车税被征税的除外）所有人必须缴纳固定资产税。（税率是 1.4%）

▼轻自动车税（种别割）

到 4 月 1 日为止，带发动机的自行车，轻自动车，二轮小型自动车，小型特殊自动车等持有者必须缴纳轻自动车税（种别割）。

▼轻车型车税（环境性能折扣）

令和元年 10 月 1 日以后，无论新车还是二手车，在取得取得超过 50 万日元的轻车型车时，必须根据尾气排放性能和燃料性能而交纳轻车型车税（环境性能折扣）。

▼城市计划税

到 1 月 1 日为止，所有在用途地域内的土地和房屋的持有入必须缴纳城市计划税。（税率是 0. 3%）

▼国民健康保险税

除了在工作单位加入健康保险的人，所有的人都必须加入国民健康保险。并且不论户主是否是被保险者，加入者所在的家庭都是纳税义务者。

■关于纳税

纳税通知书（缴纳书）在各税目的第 1 期缴纳月邮寄发送。不使用银行转帐的情况下，全纳税期的缴纳书会一起被邮寄来，请在市政府、金融机关、有缴纳单上记载的便利店按期缴纳。
※超过缴纳期限的话，有可能会收取滞纳金和督促手续费。

▼纳税场所

菊川市指定的金融机构，市役所总厅内的静岡银行派出所（办事处）或者小笠支所综合服务课，登记缴纳单的便利店

▼请使用银行转帐

市税等可以在缴纳期限日从金融机构或者邮局的储蓄存款户头自动转帐进行缴纳。不需要每次在缴纳期前往金融机构等处办理，而且不会忘记缴纳非常安心。

一次办理手续后，每年都可以接续，是非常便利的制度。

【菊川市指定金融机构】

静岡银行，清水银行，静岡京劳动金库，岛田挂川信用金库，远州梦咲农业协同组合，ゆうちょ銀行，浜松磐田信用金库

税金	課 務	管理徴収係	(TEL35-0910・35-0918)
		市民税係	(TEL35-0912)
		資産税係	(TEL35-0913)

4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

▼申込方法
口座振替依頼書に必要事項をご記入の上、菊川市指定金融機関等または郵便局の窓口へ、直接お申し込みください。

▼必要なもの

1. 預（貯）金通帳
2. 預（貯）金の届出印
3. 希望する税金等の納税通知書等

【振替開始日について】
申し込みが金融機関などの承認を経て毎月 15 日までに(12月分は10日受付分まで)税務課で受け付けた場合は、同月から振り替えます。それ以降の場合は翌月からの振り替えとなります。納期の前日までに、預金残高の確認をお願いします。

市税に関する証明・閲覧

▼申請について
在留期間更新許可申請等で市税に関する証明・閲覧が必要な人は、印鑑及び運転免許証等本人が確認できるものをお持ちのうえ、市役所で申請してください。
※本人と同居の親族以外の代理人でも申請できる証明もありますが、必ず本人の委任状が必要です。詳しい内容は市民課で確認してください。

滞納について

滞納になると、まず督促状により納税を促すこととなります。たとえば、滞納がきっかけした不注意であっても同じです。また、滞納した場合には、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納めていただく必要があります。

▼延滞金
市税を滞納されますと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算した延滞金を納めていただくことになります。

▼納税相談
生活を営むうえでは、どうしても納期限までに納付できない場合もあるかと思われます。そのようなときは、納税通知書と印鑑を持参のうえ、事前に税務課で相談してください。

税金	課 務	管理系担当	(TEL35-0910・35-0918)
		市民税担当	(TEL35-0912)
		資産税担当	(TEL35-0913)

▼申請方法
在帳戶転帳依頼书上填写好必要事項，请直接向菊川市指定的金融机构或者邮局的窗口提出申请。

▼需要携带物品

1. 银行存折
2. 存款的申报印章
3. 希望纳税等的纳税通知书等

【关于转帐开始日】
申请经金融机构等的认可后，在每个月的 15 日为止在税务课予以受理的情况下，从当月起进行转帐。15 日之后的情况下从下一个月开始进行转帐。请到缴纳期前一天为止确认好存款余额。

有关市税的证明・查阅

▼有关申请
在留期间更新许可申请等需要有关市税的证明・查阅的人，请携带印章以及驾驶执照等能确认本人身份的物品前往市役所进行申请。
※本人和同居的亲属以外的代理人也可以进行申请，但是需要本人的委任状。详细内容请到市民课进行确认。

关于滞纳金

税金滞納時，首先通过督促状催促纳税。即使是由于不小心忘记了也同様。另外，滞纳税金时除了缴纳本来应该缴付的税额之外还必须同时缴付滞纳金。

▼滞纳金
市税滞納時，需要收取由缴纳期限的第二天开始到缴纳日为止的期间计算出来的滞纳金。
▼纳税相談

在维持生计时可能会出现到了纳税期限但也缴付不了税金的情况。这时候，请携带纳税通知书和印章，事先到税务课进行相談。

税務課
管理徴収係 (TEL35-0910・35-0918)
市民税係 (TEL35-0912)
資産税係 (TEL35-0913)

税金

4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

■税に関するお問合せ先

内 容		問 合 せ
市税	市税の納付に関すること	税務課管理徴収係 (TEL35-0910・35-0918)
	口座振替・過誤納金に関すること	税務課管理徴収係 (TEL35-0918)
	市税の証明発行に関すること	市民課市民係 (TEL35-0917)
	軽自動車税に関すること	税務課管理徴収係 (TEL35-0910)
	個人市県民税に関すること	税務課市民税係 (TEL35-0912)
	法人市民税に関すること	税務課市民税係 (TEL35-0912)
	国民健康保険税に関すること	税務課市民税係 (TEL35-0912)
	固定資産税に関すること	税務課資産税係 (TEL35-0913)
	都市計画税に関すること	税務課資産税係 (TEL35-0913)
	固定資産評価審査委員会に関すること	総務課行政係 (TEL35-0921)
国税	所得税・相続税・贈与税など国税全般に関すること	掛川税務署 (TEL22-5141)
県税	県民税・事業税・自動車税など県税全般に関すること	磐田財務事務所 (TEL0538-37-2206)



税金

税務課
管理系担当 (TEL35-0910・35-0918)
市民税担当 (TEL35-0912)
資産税担当 (TEL35-0913)

■关于税金咨询处

内 容		咨询处
市税	关于市税缴付	税务课管理系担当 (TEL35-0910・35-0918)
	关于帐户转帐・不当付款	税务课管理系担当 (TEL35-0918)
	关于发行市税的证明	市民课市民担当 (TEL35-0917)
	关于轻型机动车税	税务课管理系担当 (TEL35-0910)
	关于个人市县民税	税务课市民税担当 (TEL35-0912)
	关于法人市民税	税务课市民税担当 (TEL35-0912)
	关于国民健康保险税	税务课市民税担当 (TEL35-0912)
	关于固定资产税	税务课资产税担当 (TEL35-0913)
	关于都市计画税	税务课资产税担当 (TEL35-0913)
	关于固定资产评估审查委员会	总务课行政担当 (TEL35-0921)
国税	关于所得税・继承税・馈赠税等所有国税	挂川税务署 (TEL22-5141)
县税	关于县民税・企业税・机动车等所有县税	磐田财务事务所 (TEL0538-37-2206)



国民健康保険

市 民 課
市民係
国保年金係

市 民 課
市民担当
保険管理担当

国民健康保険

■国民健康保険とは

国民健康保険は、会社など職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない人を対象に、病氣やけがなどのときの経済的負担をお互いに助け合うという目的で、加入者の保険料などで運営されている医療保険制度です。

■加入について

▼加入対象者

国民健康保険は、次に該当する人を除き、日本国内に住所を有するすべての人が加入しなければなりません。原則として、居住している市区町村で加入します。（外国籍の人は、入国当初の在留期間が1年以上あり、住民登録をしている人。）

- 職場の健康保険、船員保険、各種共済組合などや、後期高齢者医療制度の保険加入者とその被扶養者
 - 生活保護を受けている人
- 市民課（市役所本庁1階）
小笠市民課（小笠支所）

▼届出事項

国民健康保険の加入（ほかの健康保険をやめたときなど）、脱退（ほかの健康保険に加入したときなど）、変更（退職者医療に該当したときなど）の場合は、14日以内に届出をしてください。

4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

こんなとき		必要なもの
加入	菊川市に転入したとき	印鑑・転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑・職場の健康保険をやめた脱退証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証
	生活保護を受けなくなったとき	印鑑・脱退証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印鑑・脱退証明書
	外国籍の人が入るとき	印鑑・外国人登録証明書・パスポート
	菊川市から転出するとき	印鑑・保険証
	職場の健康保険に加入したとき	印鑑・保険証、加入証明書
	死亡したとき	印鑑・保険証
	生活保護が開始されたとき	印鑑・保険証、生活保護決定通知書
その他	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・保険証、加入証明書（記載加入年月日があるもの）
	退職者医療制度の対象になったとき	印鑑・保険証、年金証書
	住居、世帯主、氏名等が変わったとき	印鑑・保険証
	保険証をなくしたとき	印鑑・身分を証明するもの
就学のため、子供が他の市町村に住むとき		印鑑・保険証、在学証明書

这种情况时		必要物品
加入	迁入菊川市时	印章・迁出证明书
	中止工作单位的健康保险时	印章・退工作单位健康保险时的证明书
	孩子出生时	印章・保险证
	不接受生活保护时	印章・废除生活保护决定通知书
	不属于工作单位健康保险的被扶养者时	印章・退出证明书
	外国国籍者加入时	印章・外国人登录证明书・护照
退出	迁出菊川市时	印章・保险证
	加入工作单位的健康保险时	印章・保险证，加入证明书
	死亡时	印章・保险证
	开始接受生活保护时	印章・保险证，生活保护决定通知书
其他	属于被扶养者而加入工作单位的健康保险时	印章・保险证，加入证明书（记载加入年月月的物品）
	作为退職者医疗制度对象时	印章・保险证，年金证书
	变更地址，户主，姓名时	印章・保险证
	丢失保险证时	印章・能证明身分的物品
子女就学时迁往其他市町村居住时		印章・保险证，在学证明书

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

■保険税について

保険税の額は世帯ごとに計算され、納税義務者は世帯主です。必ず期限内に納付してください。

▼納付の方法

納入通知書で菊川市指定金融機関へ納付する（納付期限は原則として毎月末）方法と、毎月自動
的に指定の口座から納付する口座振替の方法があります。保険税の納付は便利な口座振替をお勧
めします。

■受けられる給付

- ▼申請場所 市民課（市役所本庁1階）
小笠市民課（小笠支所）

▼各種の給付内容

- 療養費
保険証を提示できなかった場合の払い戻しなど
- 高額療養費
自己負担限度額を超えた場合に支給
- 出産育児一時金
被保険者が出産したときに39万円
※産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産は3万円を加算。
- 葬祭費
被保険者が亡くなったときに5万円
- 移送費
やむを得ず救急車が使えなかった場合など

■保険税について

保険税の額は世帯ごとに計算され、納税義務者は世帯主です。必ず期限内に納付してください。

▼納付の方法

納入通知書で菊川市指定金融機関へ納付する（納付期限は原則として毎月末）方法と、毎月自動
的に指定の口座から納付する口座振替の方法があります。保険税の納付は便利な口座振替をお勧
めします。

■受けられる給付

- ▼申請場所 市民課（市役所本庁1階）
小笠市民課（小笠支所）

▼各種の給付内容

- 療養費
没有提示保険証时等的退还
- 高額療養費
超过自我负担限度额时的发放
- 分娩育児一時金
被保険者分娩时39万日元
※在加入产科医疗补偿制度的分娩机关分娩时加3万日元。
- 殡葬费
被保険者死亡时5万日元
- 移送费
在毫无办法的情况下没有叫救护车等时

持ち物	
療養費	治療費の領収書・医師の意見書（補装具のみ）・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）
高額療養費	治療費の領収書・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）
出産育児一時金	印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）・領収書※出生届時に申請書をお渡しします。
葬祭費	保険証・印鑑（喪主のもの）・通帳（喪主名義）・葬儀一式の領収書または会葬状
移送費	移送費の領収書・医師の意見書・保険証・印鑑（世帯主姓）・通帳（世帯主名義）

■关于保险税

保险税的金额根据每个家庭所计算，户主是纳税义务者。必须在期限内缴纳。

▼缴纳方法

持缴纳通知书在金融机构缴纳（缴纳期限原则上是每月月底）的方法及每月自动从指定帐户自动转
帐的缴纳方法。建议您用方便的自动转帐方法缴纳保险金。

■可以受理的发放

- ▼申请地点 市民课（市役所总厅1楼）
小笠市民课（小笠支所）

▼各种发放内容

- 疗养费
没有提示保险证时等的退还
- 高额疗养费
超过自我负担限度额时的发放
- 分娩育儿一时金
被保険者分娩时39万日元
※在加入产科医疗补偿制度的分娩机关分娩时加3万日元。
- 殡葬费
被保険者死亡时5万日元
- 移送费
在毫无办法的情况下没有叫救护车等时

携帯物品	
疗养费	治疗费的收据・医师意见书（仅限于辅助装具）・保险证・印章（户主姓名）・存折（户主名义）
高額療養費	治疗费的收据・保险证・印章（户主姓名）・存折（户主名义）
出産育児一時金	印章（户主姓名）・存折（户主名义）・收据 ※出生申报时交发申请书。
葬祭費	保险证・印章（丧主姓名）・存折（丧主名义）・葬礼的单据或会葬状
移送費	移送费收据・医师意见书・保险证・印章（户主姓名）・存折（户主名义）

国民年金

し 市 民 課
市民係 (TEL35-0917)
国民年金係 (TEL35-0915)

国民年金

市 民 課
市民担当 (TEL35-0917)
保険管理担当 (TEL35-0915)

■国民年金とは

年金制度は、私たちが年をとったときや思わぬ病気、ケガ等で障がい者になったときなどに、生活安定させるためのものです。

国民年金制度では、日本国内に住所を有する、20 歳から 60 歳未満のすべての人が国民年金に加入することが義務付けられています。

■加入について

▼加入対象者（強制加入）

- 第 1 号被保険者
日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の人、学生や自由業者の人および農・漁・商業などの自営業者とその家族で、厚生年金や共済組合の加入者に扶養されていない配偶者
- 第 2 号被保険者
現役のサラリーマンなど厚生年金の被保険者および、共済組合の組合員
- 第 3 号被保険者
厚生年金や共済組合の加入者の被扶養配偶者で、日本に住所のない人を含めた 20 歳以上 60 歳未満の人
- その他（任意加入）
次の該当者も希望すれば加入できます。
 - ・60 歳以上 65 歳未満の人
 - ・外国に在住している日本人（20 歳以上 65 歳未満）
 - ・60 歳未満の退職年金や老齢年金の受給者

▼届出事項

国民年金の資格を取得したときや喪失したとき、内容の変更があるときは、必ず届け出しましょう。

こんなとき		必要なもの
会社員や共済組合員でなくなったとき	年金手帳・印鑑・印鑑・退職日が確認できる書類	
住所や氏名が変わったとき※第1号被保険者のみ	年金手帳・印鑑	
サラリーマンの配偶者の扶養でなくなったとき	本人の年金手帳・印鑑・扶養の喪失日が確認できる書類	
国民年金を請求するとき	年金手帳・印鑑・本人名義の預金通帳・戸籍謄本など	
年金を受給している人が住所や年金受取金融機関を変更するとき	年金証書・印鑑・通帳	
年金を受給している人が死亡したとき	年金証書・印鑑・住民票・戸籍謄本など	

■所謂国民年金

年金制度は当我們到了老年有意想不到的疾病或受伤后身体受损时，让生活能稳定的制度。
国民年金制度是在日本国内有住所，所有从 20 岁至未滿 60 岁歳者都有义务加入国民年金。

■关于加入

▼加入対象者（強制加入）

- 第 1 号被保険者
在日本居住从 20 岁至未滿 60 岁的学生，自由行业者，农业，渔业，商业等的个体经营者与其家属，以及不属于加入厚生年金及互助会者扶養对象的配偶
- 第 2 号被保険者
现役工薪人员等是厚生年金的被保險者及互助会的会员
- 第 3 号被保険者
被厚生年金及互助会的加入者扶養的配偶，包括在日本没有住所从 20 岁至未滿 60 岁者
- 其他（任意加入）
符合以下条件者可以意图加入。
 - ・60 岁以上至未滿 65 岁者
 - ・居住在外国的日本人（20 岁以上未滿 65 岁）
 - ・未滿 60 岁，领取退休年金或老年年金者

▼申請事項

取得及喪失国民年金資格，或内容变更时必须申报。

这种情况时	必要物品
不是公司职员或互助会会员时	年金手冊・印章・記載退職日期的文件
变更地址及姓名时 ※仅限于第1号被保險者	年金手冊・印章
不被工薪人员扶養的配偶	本人的年金手冊・印章・記載喪失扶養日期的文件
请求国民年金时	年金手冊・印章・本人名义的存折・戸籍謄本等
領取年金者变更領取年金的金融机关或地址时	年金手冊・印章・存折
領取年金者死亡时	年金証書・印章・居民卡・戸籍謄本等

4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

■介護保険とは

▼問合せ 長寿介護課介護保険係 (TEL:37-1253)

介護保険制度は、市が保険者となつて運営します。40歳以上の人全員が被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払いサービスを利用することができます。日本に住んでいる40歳以上の人は介護保険に加入しなければなりません。

■加入・保険料について

▼加入対象者

65歳以上の（第1号被保険者）と40歳以上65歳未満の人で、職場の健康保険や国民健康保険などの医療保険に加入している人（第2号被保険者）が対象となります。

▼保険料の納付方法

●第1号被保険者（65歳以上）の保険料は収入に応じて決定され、年金からの天引き、または納付書による現金納入や口座振替により納めます。

●第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料は国民健康保険などの各種医療保険の算定方法に基づいて設定されます。納付方法は医療保険と一括して支払うこととなります。

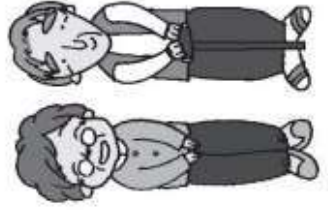
■利用できるサービス

▼サービスの費用負担

介護保険のサービスを利用したときは原則として費用の1割（10%）から3割（30%）の自己負担があります。

▼サービスを利用するには

介護サービスを利用するには、申請をして認定を受ける必要があります。申請は、本人か家族が行います。長寿介護課と小笠支所で受け付けています。また地域包括支援センター（プラザげやき内）では利用するための相談ができます。新規申請、区分変更申請は長寿介護課のみの受付となります。なお、指定居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

■所謂护理保险

▼咨询 长寿护理课 护理保险担当 (TEL:37-1253)

护理保险制度は市作为保険者而运营的。40岁以上全体人员都属于被保険者（加入者）要支付保险金，在被认定需要护理时，只需支付一部分的费用便可接受护理服务。

■关于加入・保险金

▼加入対象者

65岁以上（第1号被保険者）和40岁以上未滿65岁者，加入工作单位的健康保险及国民健康保险等医疗保険者（第2号被保険者）属于对象。

▼保险金的缴纳方法

●第1号被保険者（65岁以上）的保险金根据收入所决定，缴纳方法是从年金里自动扣除，或持缴纳书付款及通过自动转帐支付。

●第2号被保険者（40岁～64岁）的保险金是根据国民健康保险等各种医疗保险的计算法所设定的。缴纳方法是与医疗保险一起支付。

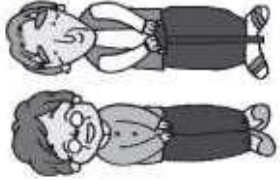
■可以接受的服务

▼负担服务费用

使用护理保险服务时，原则上自己负担费用从1成（10%）到3成（30%）

▼接受服务时

希望接受护理服务时，办理申请后需要接受认定。申请手续是本人或家属办理。在健康长寿课及小笠支所受理。另外在地区综合支援中心（PLAZA KEYAKI 内）受理相談。但是也可以让指定住宅护理支援行业及护理保险设施等代行办理。



4
8
12
18
22
26
32
34
42
48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

福祉 (高齢者)

長寿介護課
(TEL 37-1253)
高齢者福祉係
(TEL 37-1254)
包括支援係
(TEL 37-1120)

福利 (老年人)

长寿护理課
(TEL 37-1253)
老年人福利担当
(TEL 37-1254)
综合支援担当
(TEL 37-1120)

▼在宅で受けられるサービス

サービス名		内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護	自宅でホームヘルパーによる入浴、排泄、食事などの身の回りの世話を受けられます。
訪問入浴介護	訪問入浴介護	巡回入浴車により、自宅で入浴の介助を受けられます。
訪問看護	訪問看護	自宅で看護師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けられます。
訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	自宅で理学療法士や作業療法士などによる必要なリハビリテーションを受けられます。
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	自宅で医師や園科医師、薬剤師などによる療養上の管理や指導を受けられます。
通所介護 (デイサービス)	通所介護	デイサービスセンターなどに通って、入浴や食事の提供などの日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリテーション	医療施設などに通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどの施設に短期入所して、介護や日常生活上の世話、機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護 (ショートステイ)	短期入所療養介護	医療施設などに短期入所して、看護や医学的管理下における介護、必要な医療や日常生活上の世話を受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、其間生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスが受けられます。
特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの入所者が、介護や日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けられます。
福祉用具の貸与、購入費の支給	福祉用具の貸与、購入費の支給	特殊ベッドや車いすなどの貸与、およびボータブルトイレなどの購入費の支給を受けられます。
住宅改修費の支給	住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、小規模な改修の費用の支給を受けられます。
居宅介護支援 (ケアマネジメントサービス)	居宅介護支援	要介護者等の状況に応じて介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、計画に基づいたサービスが利用できます。

福祉
(高齢者)

4	8	12	18	22	26	32	34	42	48	52	56	62	66	74	76	78	80	82
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

▼施設で利用できるサービス

※要介護1～5の被保険者が、施設に入所して受けるサービスです。

サービス名		内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入居して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護老人保健施設	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。
介護療養型医療施設 (介護体制がとった医療施設)	介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。(令和6年3月末に廃止が予定されています。)
介護医療院 (医療的ケアができる生活施設)	介護医療院	長期の療養を必要とする人に医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

4	8	12	18	22	26	32	34	42	48	52	56	62	66	74	76	78	80	82
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

サービス名		内 容
訪問护理 (家庭护理服务)	訪問护理	在家里接受家庭护理员的入浴，排泄，吃饭等日常生活的照顾。
访问入浴护理	访问入浴护理	通过巡回入浴车在家里接受入浴护理。
访问看护	访问看护	在家里接受护士等的疗养护理及必要的诊疗辅助。
访问医疗指导	访问医疗指导	在家里接受理学疗法师及作业疗法师等必要的医疗指导。
住宅疗养管理指导	住宅疗养管理指导	在家里接受医生及牙科医生，药剂师等疗养上的管理与指导。
到所定设施接受日间护理 (日间服务)	到所定设施接受日间护理	到服务中心之类的地方接受入浴，吃饭等日常生活的照顾，接受机能训练。
到所定设施接受医疗指导 (日间护理)	到所定设施接受医疗指导	到医疗设施之类的地方接受身心机能维持・恢复时所必要的医疗指导。
短期入居生活护理 (短期居住)	短期入居生活护理	到特别养老院之类的地方进行短期入居，接受护理及日常生活的照顾并进行机能训练。
短期入居疗养护理 (短期居住)	短期入居疗养护理	到医疗设施之类的地方进行短期入居，接受医学管理下的护理和必要的治疗及日常生活的照顾。
痴呆症关联型共同生活护理	痴呆症关联型共同生活护理	患有痴呆证的高龄者，在共同生活的住所里接受日常生活的照顾及训练机能的服务。
特定设施入居者生活护理	特定设施入居者生活护理	收费养老院等的入居者，在可以接受护理及日常生活的照顾的同时并能接受机能训练和疗养时的照顾。
发放福利用具的借出， 购入费用	发放特殊床铺或轮椅的借出及购买带厕所的费用。	发放特殊床铺或轮椅的借出及购买带厕所的费用。
发放住宅改修费用	发放安装栏杆及消除沟坎等小规模 的改修费用。	发放安装栏杆及消除沟坎等小规模 的改修费用。
住宅护理支援 (护理管理服务)	住宅护理支援	根据要护理者的状况而作成护理服务计划（护理方案），可以接受基于计划的护理。

▼施設内可以接受的服务

※要护理的1～5的被保险者可以接受入设施的服务。

サービス名		内 容
老人护理福祉施設 (特別养老院)	老人护理福祉施設	经常需要护理但住宅生活困难者可以入居并接受日常生活的支援及护理。
老人护理保健施設 (老人保健施設)	老人护理保健施設	让状态安定者可以在家里复原而进行以医疗指导为中心的护理。
疗养型护理医疗施設 (具备完善护理体制的医疗施設)	疗养型护理医疗施設	是急性期的治疗结束后能够长期疗养 的医疗设施。(预计于令和六年三月底废除。)
护理院 (有医疗护理的生活施設)	护理院	为需要长期疗养的人提供一体化的医疗和日常生活护理。

4	8	12	18	22	26	32	34	42	48	52	56	62	66	74	76	78	80	82
---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

高齢者サービス

▼問合せ 長寿介護課高齢者福祉係 (TEL37-1254)

▼受けられるサービス

高齢者服务

▼询问 长寿护理课 老年人福利担当 (TEL37-1254)

▼可以接受的服务

種類	内容
100歳祝	長寿の祝い品 (お祝い金・花束) を贈呈します。
緊急通報システムの設置	高齢者のみの世帯を対象に、緊急通報システムを設置し、緊急事態に対応ができるようにします。
家族介護用品 (紙おむつなどの) の支給	要介護4,5の方を在宅で介護している非課税世帯に紙おむつなどの介護用品を給付します。
在宅暮らしのたきり高齢者の介護者への手当支給	要介護3以上の方を6か月以上在宅で介護している家族に対し、手当を支給します。(3,000円/月)
配食サービス	高齢者のみの世帯で食事の調理が困難な高齢者に、食事をお届けします。(1食300円、昼食のみ、平日週3日まで)
生活管理指導短期宿泊 (ショートステイ)	高齢者のみの世帯で社会適応が困難な高齢者 (介護保険サービスを利用していない人) が一時的に養護老人ホームに入所し、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防します。(1日1,730円)
移送サービス	要介護3以上の自力歩行が困難な方を対象に、リフト付き車両で病院への送迎を行います。(上限片道月4回)
元気はつらつ教室	要支援1・2及び、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方を対象に3ヶ月間の介護予防教室を行います。(運動器の機能向上コース)
いきいきサロン	介護予防が必要な高齢者を対象に、通所による介護予防教室を行います。
高齢者介護予防教室・講座	高齢者を対象に、介護予防のための講座・教室を行います。
高齢者の総合相談	地域包括支援センターで、高齢者に関する相談を随時受け付けています。(TEL 37-1120)

種類	内容
祝贺100歳	贈送祝贺長寿の贺礼 (庆祝金・花束)。
設置緊急通報系统	以独居高龄者の家庭为对象，设置紧急通报系统以应付紧急情况。
发放给家属护理用品 (纸尿布等)	对要护理的符合4，5者，进行在宅护理的非课税家庭发放纸尿布等护理用品。
发放给在家卧床不起的高龄者补助费	对要护理符合3以上者，在6个月以上进行在宅护理的家属发放补助费。(3,000日元/月)
供餐服务	对做饭有困难、独居高龄者的家庭进行供餐服务。(1餐300日元，仅限午餐，限于平日1周最多3次)
生活管理指导短期住宿 (短期居住)	对适应社会有困难，独居高龄者家庭 (完全没有使用过护理保险服务的人)，可以暂时入住养老院，指导・支援日常生活并防止要护理状况的恶化。(1天1,730日元)
移送服务	对要护理3以上的自力行走有困难者，去医院时用带有升降设备的专车接送。(上限单程月4次)
充满活力的教室	需要支援 1、2 以及根据基本核对清单判定为事业对象者为对象，进行 3 个月的护理预防教室。(运动器的机能向上课程)
生气勃勃俱乐部	以有必要进行预防护理的高龄者为对象，在服务所里开设预防护理讲习班。
高齢者の预防护理讲习班・讲座	以高龄者为对象开设为预防护理的讲座・讲习班。
高齢者の综合商谈	在地区综合支援中心随时受理咨询。(TEL37-1120)

■後期高齢者医療制度

▼問合せ 市民課国民年金係 (TEL35-0915)

▼加入対象者

75 歳以上のひとと 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがあると認定された人が対象となります。

▼保険料

均等割額 (年額 1 人 42,100 円) と所得割額 (前年の基礎控除後 [33 万円] の総所得金額などに保険料率 [8.07%] を掛けた額) の合計となります。

42,100 円 + (前年の基礎控除後の総所得金額など) 8.07% = 保険料 (上限は 64 万円)

▼保険料の納付方法

原則として、年金から天引きさせていただきます (申請により口座振替に変更できます)。なお、年金の 1 年間の受給額が 18 万円未満の人、または長寿医療保険料と介護保険料と合わせた額が年金額の 2 分の 1 を超える人は、納付書または口座振替で納めていただきます。

▼自己負担

病院や薬局などでの自己負担割合は医療費の 1 割、現役並み所得者は 3 割となります。

■障がい者福祉サービス

▼問合せ 福祉課障がい者福祉係 (TEL37-1252)

▼各種手帳について

障がい別の申請に基づき、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

▼受けられるサービス

※障がいの重度などにより受けられるサービスは異なります。

▼申請場所 福祉課 (プラザけやき)

小笠市民課 (小笠支所) ※一部受取可能なサービスもあります。

種 類	内 容	小笠支所
日常生活用具の給付	日常生活ができるよう、訓練用ベッドなどを給付します。	○
補装具の交付・修理	補器、義足、車いすなどの補装具の交付と修理を行います。	×
重度身体障がい者住宅改造費の助成	日常生活を容易にするため、浴室、便所、台所など住宅改造費の一部を助成します	×
更正医療給付	身体機能障がい除去・軽減するための医療費を給付します。	×
重度障がい者(児)医療費の助成	重度障がい者 (児) の健康を確保するため、病院で受けた医療費を助成します。	○
重度心身障がい者タクシー利用助成	重度障がい者 (児) のタクシースの利用料金の一部を助成します。	○
障がい者自立支援法によるサービス	障がい者の必要な支援の度合に応じてホームヘルプ・ショートステイなどの支援サービスを利用 (利用者負担あり) することができます。	×

■ 后期老年人医疗制度

▼咨询 市民課保険管理担当 (TEL 35-0915)

▼加入対象者

以 75 歳以上者或 65 歳以上未滿 75 歳被认定有一定障碍者为对象。

▼保险金

平均分攤金額 (年額 1 人 42,100 日元) 与收入比例額 (去年固定扣除后的金額【33 万日元】的总收入金額等 × 保險率【8.07 %】的结果为保險金的金額。

42,100 日元 + (去年固定扣除后的总收入金額等) × 8.07 % = 保險金 (上限为 64 万日元)

▼保險金の繳納方法

原則上是从年金里自动扣除, (根据申請可以变更为自动轉帳方式)。但是, 年金 1 年里的領取金額未滿 18 万日元者, 或是長寿医疗保險金与護理保險金加起来超过年金的一半时, 請持繳納書付款或通過自动轉帳支付。

▼自我負担

医院及药房等的自我負担比例是医药费的 1 成, 現役工作人员及收入所得者是 3 成。

■ 残疾者福利服务

▼咨询 福利課殘疾者福利担当 (TEL37-1252)

▼关于各种手册

根据障碍不同的申請, 发给“身体障碍者手册”, “疗育手册”, “精神障碍者保健福利手册”。

▼可以接受的服务

※根据殘疾的程度不同, 接受的服务也有所不同。

▼申請地点 福利課 (PLAZA KEYAKI)

小笠市民課 (小笠支所) ※也有一些可以領取的服务

種 类	内 容	小笠支所
发放日常生活用具	为了能够自理日常生活, 发放训练用的床铺。	○
发给・修理辅助装具	发放及修理助听器, 义肢, 轮椅等辅助装具。	×
补助重度身体障碍者的住宅修费	为了能够便于日常生活, 补助一部分浴室, 厕所, 厨房等住宅修费。	×
发放更生医疗费	发放除去・减轻身体障碍时的医疗费。	×
补助重度身体障碍者(儿童)医疗费	为了确保重度身体障碍者 (儿童) 的健康, 补助医院所需的医疗费。	○
补助重度身心障碍者出租车费用	补助重度身心障碍者 (儿童) 的一部分出租车费用。	○
基于障碍者自力支援法的服务	根据障碍的程度不同, 可以接受家庭护理・短期居住等支援 (利用者有负担费用)。	×

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

各種助成制度・手当

▼問合せ

子育て応援課 こども福祉係 (TEL 35-0914)

▼児童手当

【支給の対象】

15 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童生徒(中学校修了前の児童生徒)を養育している人に支給されます。この制度には、所得制限があります。

【支給月額】

- ・0歳～3歳未満 ……………15,000円
- ・3歳以上～小学校修了前(第3子以降)…………15,000円
- ・特別給付(所得制限額以上の入)…………5,000円

【支給時期】

お支払い月		お支払いする手当
6 月	2 月・3 月・4 月・5 月の 4 か月分	
10 月	6 月・7 月・8 月・9 月の 4 か月分	
2 月	10 月・11 月・12 月・1 月の 4 か月分	

支給月の15日に振込みをします。ただし、15日が休日の場合は、金融機関の前営業日に振り込まれます。※申請がないと支給されませんので、詳しくは、問い合わせてください。

▼児童扶養手当

【支給の対象】

ひとり親家庭で18歳到達後最初の3月31日まで(一定の障害がある場合20歳未満までの)の児童を養育している父母または養育者が対象です。ただし、所得制限があります。

※父または母が重度の障がいを持っている場合も含む。

【手当の額(月額)】<令和2年度>

- ・子ども1人:10,180円～43,160円
- ・子ども2人:5,100円～10,190円加算
- ・子ども3人以上:3人目から1人につき3,060円～6,110円加算

【支給時期】

年6回(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

▼ひとり親家庭等医療費助成

【支給の対象】

所得税が課されない人(生計同一の扶養義務者を含む)で20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童・父子家庭の父と児童、または両親のいない20歳未満の児童

【助成の内容】

保険診療による自己負担金を助成します。入院時の食事代など対象にならない費用もあります。

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

各種補助制度・津貼

▼咨询

育児応援課 児童福利担当 (TEL35-0914)

▼児童津貼

【支付対象】

支付给抚养着中学毕业前学生的人(満15歳後の第一个3月31日为止。)该制度有收入条件限制。

【支付月額】

- ・0歳～不足3歳 ……………15,000日元
- ・3歳以上～小学毕业前(第3胎以后)…………15,000日元
- ・特别津贴(收入限制超额者)…………5,000日元

【支付期】

支付月份	支付津貼
6 月份	2 月份・3 月份・4 月份・5 月份的 4 个月份
10 月份	6 月份・7 月份・8 月份・9 月份的 4 个月份
2 月份	10 月份・11 月份・12 月份・1 月份的 4 个月份

支付月份的15日汇入账号。如果15日是休息日的化，金融机构会在前营业日汇入账号。※不申请的话不予支付，详情请咨询。

▼児童抚养费津貼

【支付対象】

以抚养着由于离婚等原因和父亲不能一起生活的儿童(満18歳後の第一个3月31日为止)的母亲或抚养者为支付对象。但是有收入条件的限制。

※也包括父亲或母亲有严重障碍的情况。

【津貼金額(月額)】

- 一个孩子:10,180日元～43,160日元
- 两个孩子:5,100日元～10,190日元加算
- 三个孩子以上:从第3个孩子开始每个人3,060日元～6,110日元加算

【支付时期】

毎年6次(5月,7月,9月,11月,1月,3月)

▼单亲家庭等医疗费补贴

【支付対象】

所得税非课税者(包括一起生计的抚养义务者)抚养未满20岁孩子的母子家庭的母亲和孩子・父子家庭的父亲和孩子,另外没有双亲的未满20岁的孩子。

【补助内容】

对根据保险医疗所产生的自己负担费用部分进行补助。住院时的伙食费等的费用不在补助范围内。

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

子育て支援

こ そ だ おう えん か こども福祉係 (TEL 35-0914)
こども政策課 幼児こども園係 (TEL 37-1131)

▼こども医療費助成

【支給の対象】

市内に住所があり、健康保険に加入している高校生までの児童生徒(0歳～高校3年生の3月31日まで)
【助成の内容】

- ・入院にかかる保険診療自己負担分医療費、入院時食事療養費標準負担額(食事療養費)
 - ・通院にかかる保険診療自己負担額のうち500円を超える額
- (1か月)に5回以上の受診があった場合はその全額)

■一時預かり

▼問合せ こども政策課幼児こども園係(TEL 37-1131)

▼リフレッシュ・一時保育

【対象児童】 市内に住所がある小学校就学前の児童 (保育所等未入所)
※伝染病疾患やその他の病氣、負傷をしている児童は対象としません。

【利用回数】 1 か月に 10 日以内

【利用料金】 4 時間未満 1,100 円 4 時間以上 2,200 円

【実施施設】

施設種類	所在地	電話番号
牧之原保育園	牧之原市東萩間 1987-50	0548-27-2223
菊川保育園	菊川市潮海寺 41-2	35-2562
認定こども園愛育保育園	菊川市堀之内 69	28-8311
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318
認定こども園西方保育園	菊川市西方 1457	36-4133
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667
認定こども園双葉こども園	菊川市本所 2227-1	36-5031
ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471
認定こども園 ひがしこども園	菊川市川上 1410-1	73-5312
認定こども園 みなみこども園	菊川市高橋 3691	73-4360
おおぞら認定こども園	菊川市下内田 832-1	35-2323

育児支援

▼児童医療費（住院医療費）補助

【支付対象】

父母子女と一緒に市内に住所、加入了健康保険の中学までの児童学生 (0 歳～高中 3 年时的 3 月 31 日为止)。

【補助内容】

- ・保険診療自己負担費、住院時飲食疗养费标准负担额 (饮食疗养费)
- ・通院的保险诊疗自我负担金额超过 500 日元 (每个月接受 5 次以上的诊疗 , 全额)

■一時托管

▼咨询 児童政策課幼児こども園担当 (TEL37-1131)

▼REFRESH・一時保育

【対象児童】 市内に住所の小学入学前児童 (保育所未入所)

※伝染疾病以及其他疾病、负伤的児童不在対象范围内。

【使用次数】 1 个月 10 天以内

【使用收费】 不满 4 小时 1,100 日元 4 小时以上 2,200 日元

【実施施設】

園 名	所在地	电话号码
牧之原保育園	牧之原市東萩間 1987-50	0548-27-2223
菊川保育園	菊川市潮海寺 41-2	35-2562
認定こども園 愛育保育園	菊川市堀之内 69	28-8311
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318
認定こども園 西方保育園	菊川市西方 1457	36-4133
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667
認定こども園 双叶こども園	菊川市本所 2227-1	36-5031
HIKARI 保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471
認定こども園 HIGASHI 児童園	菊川市川上 1410-1	73-5312
認定こども園 MINAMI 児童園	菊川市高橋 3691	73-4360
OZORA 認定こども園	菊川市下内田 832-1	35-2323

▼ファミリー・サポート・センター
「育児の援助を受けたい方」(依頼会員)と「育児の援助をしたい方」(提供会員)を会員として、地域で仕事と家庭の両立を支援する制度です。

- 【活動内容】
- ・保育園や幼稚園の開始時刻前または終了後に子どもを預かる
 - ・保育園や幼稚園までの送迎を行う
 - ・学校の放課後に子どもを預かる
 - ・買い物等外出の際に子どもを預かる
 - ・その他、センターが認める範囲内の援助
- 【利用料金】
依頼会員が提供会員に直接支払います。

時 間 帯		報 酬
平 日	7:00～19:00	600 円/時間
	上記以外の時間	700 円/時間
土日祝	7:00～19:00	700 円/時間
	上記以外の時間	800 円/時間

▼放課後児童クラブ
授業の終了後や祝日、夏休み、冬休み及び春休み期間中に保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊びや生活の場を提供します。

【対象児童】
小学校 1 年生から小学校 6 年生までの児童

【放課後児童クラブ一覧】

名 称	対 象 小 学 校	電 話 番 号
加茂小放課後児童クラブ	加茂小学校	090-5106-6645
六郷小放課後児童クラブ	六郷小学校	090-5106-6611
河城小放課後児童クラブ	河城小学校	090-7612-3499
堀之内小放課後児童クラブ	堀之内小学校	090-7618-3731
小笠北小放課後児童クラブ	小笠北小学校	090-5106-1613
小笠南小放課後児童クラブ	小笠南小学校	090-5106-1380
小笠東小放課後児童クラブ	小笠東小学校	090-5106-1110
横地小放課後児童クラブ	横地小学校	090-7671-3739
内田小放課後児童クラブ	内田小学校	080-1552-1731

▼家庭・支援・中心
是把「希望受到育児支援の人」(依頼会員)和「希望进行育儿援助的人」(提供会员)做为会员，在地区内是对工作和家庭的协调起到支持作用的制度。

- 【活动内容】
- ・在保育園和幼儿园的开园前或者关园后托管儿童
 - ・到保育園和幼儿园去迎接
 - ・学校放学后托管儿童
 - ・儿童有小病的时候托管儿童
 - ・其他，中心认可范围内的援助
- 【利用收费】
依頼会員向提供会会员直接付费。

时 間 帯		報 酬
平 日	7:00～19:00	600 日元 / 小时
	上述以外的时间	700 日元 / 小时
周六・周日・节日	7:00～19:00	700 日元 / 小时
	上述以外的时间	800 日元 / 小时

▼放学后儿童俱乐部
对于放学后或暑假，寒假以及春假期间父母因工作等不在家的儿童提供适当的玩耍和生活的场所。

【対象児童】
小学 1 年级到小学 6 年級的儿童

【放学后儿童俱乐部一览表】

名称	対象小学	电话号码
菊川中央放学后儿童俱乐部	加茂小学	090-5106-6645
六乡小放学后儿童俱乐部	六乡小学	090-5106-6611
河城小放学后儿童俱乐部	河城小学	090-7612-3499
堀之内小放学后儿童俱乐部	堀之内小学	090-7618-3731
小笠北小放学后儿童俱乐部	小笠北小学	090-5106-1613
小笠南小放学后儿童俱乐部	小笠南小学	090-5106-1380
小笠东小放学后儿童俱乐部	小笠东小学	090-5106-1110
横地小放学后儿童俱乐部	横地小学	090-7671-3739
内田小放学后儿童俱乐部	内田小学	080-1552-1731

4

■母子保健サービス

▼問合せ 子育て応援課母子保健係(TEL 37-1136)

▼母子健康手帳の交付

医療機関から妊娠届書が交付されたら、早めに母子健康手帳をもらいましょう。この手帳は、妊婦健診や乳幼児の健診及び予防接種を記録するものです。「プラザけやき」で随時交付しています。

▼妊婦健康診査受診票の交付

妊婦健康診査は、妊婦健康診査及び検査にかかる一定の費用について公費負担で受診できる妊婦健康診査となります。妊婦健康診査は、妊婦健康診査を受けるために、定期的に健康診査を受け受診票を交付しています。妊娠期間中は、すこやかな出産を迎えるために、定期的に健康診査を受けましょう。

▼赤ちゃん訪問

保健師・助産師が家庭に訪問し、育児についての相談や健診、予防接種の説明などを行っています。

▼乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児の心身にわたる健康管理に関して、54・55ページのとおり乳幼児健康診査を実施していますので、受診してください。

▼育児教室

事業内容	
プレママ&パパサロン	講話や体験をとおして、妊娠・出産・育児に関する情報を提供します。
離乳食教室	講話、調理実習を通して、離乳食について学ぶ場、仲間づくりの場を提供します。

■子育て支援施設

▼児童館

0歳児から18歳未満の児童に遊びを与えながら、健康増進と情操を豊かにするための施設です。

○小笠児童館 (菊川市下平川6225 TEL73-5698) ○菊川児童館 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼子育て支援センター

子どもたちが元気にすくすく育つように、子育てのお手伝いとして育児相談や講座・子育て情報の発信、子育てサークルの育成・支援などを行っています。

○おがさ子育て支援センター「ひまわり」 (菊川市下平川6225 TEL73-5698)

○きくがわ子育て支援センター「たんぽぽ」 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼家庭児童相談室

子育ての悩みについて、お気軽に相談ください。家庭相談員が相談に応じます。

【相談日時】 月曜日から金曜日 午前8時15分～午後5時 ※祝日、年末年始は除く

【問合せ】 子育て応援課子ども福祉係(TEL35-0955)

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼咨询 育児応援課 母子保健担当 (TEL 37-1136)
▼发放孕妇健康检查受诊票

在菊川市，发放关于孕妇健康诊查以及检查所花费的一定费用可以免费受诊的孕妇健康受诊票。为了能够健康地分娩，妊娠期间请定期的接受健康诊查吧。

▼发放母子健康手册

从医疗机构得到妊娠报告书后，请尽快领取母子健康手册吧。这个手册是做孕妇健康诊断和乳幼児の健康诊断以及预防接种记录用的。在「PLAZA KEYAKI」随时发放。

▼婴儿访问

保健師・助産師进行家庭访问，对育儿的咨询和健康检查，预防接种进行说明等。根据需要营养师也会进行访问。

▼乳幼児健康检查・健康咨询

涉及到乳幼児的身心的健康管理，请按照 54・55 页那样实施乳幼児健康检查，请受诊。

▼育児教室

教室名		事业内容
准妈妈・爸爸沙龙	通过讲演和烹饪实习，确认有关妊娠・生产・育儿的信息并提供交友的场所。	
断奶食品教室	通过讲演和烹饪实习，提供有关断奶食品的学习场所和交友的场所。	

■育児支援施設

▼児童館

不仅能够从 0 岁到未满 18 岁的儿童提供玩耍，还是能增进健康并能丰富情操的设施。

○小笠児童館 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698) ○菊川児童館 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼育児支援中心

以使孩子们朝气蓬勃茁壮成长为目的，做为育儿援助进行育儿咨询和讲座・育儿情报发信，育成・支援等育儿班活动。

○OGASA (小笠) 育儿支援中心「HIMAWARI (向日葵)」 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698)

○KIKUGAWA (菊川) 育儿支援中心「TANPOPO (蒲公英)」 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼家庭儿童咨询室

关于育儿的苦恼请放心前来咨询。家庭咨询员应答您的咨询。

【咨询日期时间】 星期一至星期五 上午 8 点 15 分～下午 5 点 ※假日、年末年初除外

【咨询】 育儿应援课 儿童福利担当 (TEL35-0955)

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼咨询 育儿应援课 母子保健担当 (TEL 37-1136)
▼发放孕妇健康检查受诊票

在菊川市，发放关于孕妇健康诊查以及检查所花费的一定费用可以免费受诊的孕妇健康受诊票。为了能够健康地分娩，妊娠期间请定期的接受健康诊查吧。

▼发放母子健康手册

从医疗机构得到妊娠报告书后，请尽快领取母子健康手册吧。这个手册是做孕妇健康诊断和乳幼児の健康诊断以及预防接种记录用的。在「PLAZA KEYAKI」随时发放。

▼婴儿访问

保健師・助産師进行家庭访问，对育儿的咨询和健康检查，预防接种进行说明等。根据需要营养师也会进行访问。

▼乳幼児健康检查・健康咨询

涉及到乳幼児的身心的健康管理，请按照 54・55 页那样实施乳幼児健康检查，请受诊。

▼育児教室

教室名		事业内容
准妈妈・爸爸沙龙	通过讲演和烹饪实习，确认有关妊娠・生产・育儿的信息并提供交友的场所。	
断奶食品教室	通过讲演和烹饪实习，提供有关断奶食品的学习场所和交友的场所。	

■育児支援施設

▼児童館

不仅能够从 0 岁到未满 18 岁的儿童提供玩耍，还是能增进健康并能丰富情操的设施。

○小笠児童館 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698) ○菊川児童館 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼育児支援中心

以使孩子们朝气蓬勃茁壮成长为目的，做为育儿援助进行育儿咨询和讲座・育儿情报发信，育成・支援等育儿班活动。

○OGASA (小笠) 育儿支援中心「HIMAWARI (向日葵)」 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698)

○KIKUGAWA (菊川) 育儿支援中心「TANPOPO (蒲公英)」 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼家庭儿童咨询室

关于育儿的苦恼请放心前来咨询。家庭咨询员应答您的咨询。

【咨询日期时间】 星期一至星期五 上午 8 点 15 分～下午 5 点 ※假日、年末年初除外

【咨询】 育儿应援课 儿童福利担当 (TEL35-0955)

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼咨询 育儿应援课 母子保健担当 (TEL 37-1136)
▼发放孕妇健康检查受诊票

在菊川市，发放关于孕妇健康诊查以及检查所花费的一定费用可以免费受诊的孕妇健康受诊票。为了能够健康地分娩，妊娠期间请定期的接受健康诊查吧。

▼发放母子健康手册

从医疗机构得到妊娠报告书后，请尽快领取母子健康手册吧。这个手册是做孕妇健康诊断和乳幼児の健康诊断以及预防接种记录用的。在「PLAZA KEYAKI」随时发放。

▼婴儿访问

保健師・助産師进行家庭访问，对育儿的咨询和健康检查，预防接种进行说明等。根据需要营养师也会进行访问。

▼乳幼児健康检查・健康咨询

涉及到乳幼児的身心的健康管理，请按照 54・55 页那样实施乳幼児健康检查，请受诊。

▼育児教室

教室名		事业内容
准妈妈・爸爸沙龙	通过讲演和烹饪实习，确认有关妊娠・生产・育儿的信息并提供交友的场所。	
断奶食品教室	通过讲演和烹饪实习，提供有关断奶食品的学习场所和交友的场所。	

■育児支援施設

▼児童館

不仅能够从 0 岁到未满 18 岁的儿童提供玩耍，还是能增进健康并能丰富情操的设施。

○小笠児童館 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698) ○菊川児童館 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼育児支援中心

以使孩子们朝气蓬勃茁壮成长为目的，做为育儿援助进行育儿咨询和讲座・育儿情报发信，育成・支援等育儿班活动。

○OGASA (小笠) 育儿支援中心「HIMAWARI (向日葵)」 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698)

○KIKUGAWA (菊川) 育儿支援中心「TANPOPO (蒲公英)」 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼家庭儿童咨询室

关于育儿的苦恼请放心前来咨询。家庭咨询员应答您的咨询。

【咨询日期时间】 星期一至星期五 上午 8 点 15 分～下午 5 点 ※假日、年末年初除外

【咨询】 育儿应援课 儿童福利担当 (TEL35-0955)

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼咨询 育儿应援课 母子保健担当 (TEL 37-1136)
▼发放孕妇健康检查受诊票

在菊川市，发放关于孕妇健康诊查以及检查所花费的一定费用可以免费受诊的孕妇健康受诊票。为了能够健康地分娩，妊娠期间请定期的接受健康诊查吧。

▼发放母子健康手册

从医疗机构得到妊娠报告书后，请尽快领取母子健康手册吧。这个手册是做孕妇健康诊断和乳幼児の健康诊断以及预防接种记录用的。在「PLAZA KEYAKI」随时发放。

▼婴儿访问

保健師・助産師进行家庭访问，对育儿的咨询和健康检查，预防接种进行说明等。根据需要营养师也会进行访问。

▼乳幼児健康检查・健康咨询

涉及到乳幼児的身心的健康管理，请按照 54・55 页那样实施乳幼児健康检查，请受诊。

▼育児教室

教室名		事业内容
准妈妈・爸爸沙龙	通过讲演和烹饪实习，确认有关妊娠・生产・育儿的信息并提供交友的场所。	
断奶食品教室	通过讲演和烹饪实习，提供有关断奶食品的学习场所和交友的场所。	

■育児支援施設

▼児童館

不仅能够从 0 岁到未满 18 岁的儿童提供玩耍，还是能增进健康并能丰富情操的设施。

○小笠児童館 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698) ○菊川児童館 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼育児支援中心

以使孩子们朝气蓬勃茁壮成长为目的，做为育儿援助进行育儿咨询和讲座・育儿情报发信，育成・支援等育儿班活动。

○OGASA (小笠) 育儿支援中心「HIMAWARI (向日葵)」 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698)

○KIKUGAWA (菊川) 育儿支援中心「TANPOPO (蒲公英)」 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼家庭儿童咨询室

关于育儿的苦恼请放心前来咨询。家庭咨询员应答您的咨询。

【咨询日期时间】 星期一至星期五 上午 8 点 15 分～下午 5 点 ※假日、年末年初除外

【咨询】 育儿应援课 儿童福利担当 (TEL35-0955)

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼咨询 育儿应援课 母子保健担当 (TEL 37-1136)
▼发放孕妇健康检查受诊票

在菊川市，发放关于孕妇健康诊查以及检查所花费的一定费用可以免费受诊的孕妇健康受诊票。为了能够健康地分娩，妊娠期间请定期的接受健康诊查吧。

▼发放母子健康手册

从医疗机构得到妊娠报告书后，请尽快领取母子健康手册吧。这个手册是做孕妇健康诊断和乳幼児の健康诊断以及预防接种记录用的。在「PLAZA KEYAKI」随时发放。

▼婴儿访问

保健師・助産師进行家庭访问，对育儿的咨询和健康检查，预防接种进行说明等。根据需要营养师也会进行访问。

▼乳幼児健康检查・健康咨询

涉及到乳幼児的身心的健康管理，请按照 54・55 页那样实施乳幼児健康检查，请受诊。

▼育児教室

教室名		事业内容
准妈妈・爸爸沙龙	通过讲演和烹饪实习，确认有关妊娠・生产・育儿的信息并提供交友的场所。	
断奶食品教室	通过讲演和烹饪实习，提供有关断奶食品的学习场所和交友的场所。	

■育児支援施設

▼児童館

不仅能够从 0 岁到未满 18 岁的儿童提供玩耍，还是能增进健康并能丰富情操的设施。

○小笠児童館 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698) ○菊川児童館 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼育児支援中心

以使孩子们朝气蓬勃茁壮成长为目的，做为育儿援助进行育儿咨询和讲座・育儿情报发信，育成・支援等育儿班活动。

○OGASA (小笠) 育儿支援中心「HIMAWARI (向日葵)」 (菊川市下平川 6225 TEL73-5698)

○KIKUGAWA (菊川) 育儿支援中心「TANPOPO (蒲公英)」 (菊川市半済 1865 TEL37-1135)

▼家庭儿童咨询室

关于育儿的苦恼请放心前来咨询。家庭咨询员应答您的咨询。

【咨询日期时间】 星期一至星期五 上午 8 点 15 分～下午 5 点 ※假日、年末年初除外

【咨询】 育儿应援课 儿童福利担当 (TEL35-0955)

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼咨询 育儿应援课 母子保健担当 (TEL 37-1136)
▼发放孕妇健康检查受诊票

在菊川市，发放关于孕妇健康诊查以及检查所花费的一定费用可以免费受诊的孕妇健康受诊票。为了能够健康地分娩，妊娠期间请定期的接受健康诊查吧。

4
8
12
18
22
26
32
34
42

教育

48
52
56
62
66
74
76
78
80
82

■保育園

- ▼問合せ こども政策課幼保こども園係(☎37-1131)
- ▼入園申込

年度途中も随時受付を行っていますので、こども政策課に問い合わせてください。

- ▼保育園一覧
- ◆公立保育園

園名	所在地	電話番号	開所時間
牧之原保育園	牧之原市東萩間	1987-50	7:15～18:15

◆私立保育園

園名	所在地	電話番号	開所時間
菊川保育園	菊川市湖海寺 41-2	35-2562	7:00～19:00
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318	7:00～19:00
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667	7:00～18:30
ひかり保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471	7:00～19:00

■幼稚園

- ▼問合せ こども政策課幼保こども園係(☎37-1131)
- ▼対象児童

○公立幼稚園 3歳から小学校就学前のこども
※3歳児は満3歳になった後、最初の4月以降の入園になります。

- ▼幼稚園一覧
- ◆公立幼稚園

園名	所在地	電話番号	その他
小笠北幼稚園	菊川市嶺田 85	73-2004	預かり保育

■認定こども園

- ▼問合せ こども政策課幼保こども園係(☎37-1131)
- ▼入園申込

年度途中も随時受付を行っていますので、こども政策課または各認定こども園に問い合わせてください。

- ▼認定こども園一覧
- ◆公立認定こども園

園名	所在地	電話番号
おおぞら認定こども園	菊川市下内田 832-1	35-2323

■托儿所

- ▼咨询 児童政策課幼保児童園担当 (TEL 37-1131)
- ▼入園申請 年度中途也随時进行接收，所以请向児童政策科咨询
- ▼托儿所列表
- ◆公立托儿所

园名	地址	电话号码	开园时间
牧之原保育園	牧之原市東萩間	1987-50	7:15～18:15

◆私立托儿所

园名	地址	电话号码	开园时间
菊川保育園	菊川市湖海寺 41-2	35-2562	7:00～19:00
横地保育園	菊川市東横地 1729	36-3318	7:00～19:00
河城保育園	菊川市友田 15-3	36-4667	7:00～18:30
HIKARI保育園	菊川市下平川 2115-2	73-2471	7:00～19:00

■幼儿园

- ▼咨询 児童政策課幼保児童園担当 (TEL 37-1131)
- ▼対象児童 ○公立幼儿园 3岁起小学上学前的儿童
※3岁的孩子在3岁之后，在最初的4月以后可以入园。

- ▼托儿所列表
- ◆公立托儿所

园名	地址	电话号码	其他
小笠北幼儿园	菊川市嶺田 85	73-2004	托管保育

■认定幼儿园

- ▼咨询 児童政策課幼保児童園担当 (TEL 37-1131)
- ▼入園申請 年度中途也随時进行接收，所以请向児童政策科或者各认定的儿童园咨询。
- ▼认定儿童园列表
- ◆公立认定儿童园

园名	地址	电话号码
OZORA 认定儿童园	菊川市下内田 832-1	35-2323

◆私立認定こども園	園名	所在地	電話番号
しりつ 認定こども園 えん	えん 認定こども園西方保育園	えん 菊川市西方 1457	36-4133
えん	えん 認定こども園堀之内幼稚園	えん 菊川市堀之内 69	35-2504
えん	えん 認定こども園愛育保育園	えん 菊川市堀之内 69	28-8311
えん	えん 認定こども園菊川中央こども園	えん 菊川市本所 27	35-2493
えん	えん 認定こども園双葉こども園	えん 菊川市本所 2227-1	36-5031
えん	えん 認定こども園ひがしこども園	えん 菊川市川上 1410-1	73-5312
えん	えん 認定こども園みなこみこども園	えん 菊川市高橋 3691	73-4360

※開所時間については、各認定こども園に問い合わせください。

■小規模保育事業

- ▼問合せ こども政策課幼保こども園係 (☎37-1131)
- ▼入園申込 年度途中も随時受付を行っていますので、こども政策課に問い合わせください。
- ▼対象児童 0歳から2歳児まで
- ▼小規模保育所一覧
- ◆小規模保育事業所

事業所名	所在地	電話番号
なかうちだのぞみ保育園	菊川市中内田 4744-1	28-7870
小規模保育所おやまのこ	菊川市堀之内 64-1	28-8155

※開所時間については、園に問い合わせください。
詳細は菊川市ホームページ(右記)よりご覧いただけます。



■小学校・中学校

- ▼問合せ
学校教育課学校指導係 (TEL73-1113)
- ▼入学

●小学校への入学
小学校に入学する前年の9月に市教育委員会から就学時健康診断日の通知を、また1月末に入学通知書を送ります。下記の場合は早めに連絡してください。

- ・転出、転居予定がある
 - ・入学通知書が届かない、内容に誤りがある
 - ・身体が非常に弱い、手足・目・耳が不自由
 - ・外国籍だが、市立の学校へ就学を希望する
- 中学校への入学 「入学通知書」を自宅に発送します。

◆公立認定児童園	園名			地址	電話番号
	認定児童園西方托儿所		菊川市西方 1457		36-4133
	認定児童園堀之内幼児園		菊川市堀之内 69		35-2504
	認定児童園愛育托儿所		菊川市堀之内 69		28-8311
	認定児童園菊川中央児童園		菊川市本所 27		35-2493
	認定児童園双叶児童園		菊川市本所 2227-1		36-5031
	認定児童園 HIGASHI 児童園		菊川市川上 1410-1		73-5312
	認定児童園 MINAMI 児童園		菊川市高橋 3691		73-4360

※关于开园时间，请向各认定児童园咨询。

■小規模保育事业

- ▼咨询 児童政策課幼保児童園担当 (TEL 37-1131)
- ▼入所申请 年度中途也随时进行接收，所以请向児童政策科咨询。
- ▼対象児童 0 岁开始 2 岁为止
- ▼小規模保育所列表
- ◆小規模保育事业所

事业所名	地址	电话号码
NAKAUCHIDA NOZOMI 托儿所	菊川市中内田 4744-1	28-7870
小規模保育所 OYAMANOKO	菊川市堀之内 64-1	28-8155

※关于开所时间，请向各保育园咨询。
详情可以从菊川主页（以下）查看。



■小学・初中

- ▼咨询
学校教育課 学校指導担当 (TEL73-1113)
- 小学入学

市教育委员会在小学入学前一年的9月寄送就学时健康诊断日通知，1月末邮送入学通知书。下面的情况请尽早来联系。

- ・有迁出・迁居的计划
 - ・没收到入学通知书，内容有误
 - ・身体非常弱，手脚・眼睛・耳朵有残疾
 - ・外国籍者，希望向市立学校入学
- 初中入学

将「入学通知书」邮送到家里。

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

4

8

12

18

22

26

32

34

42

48

52

56

62

66

74

76

78

80

82

▼転校

【市内転居】

学区外へ転居するときは学校も変わることになります。現在の学校から転校の書類をもらい、市

民課で転居手続きをしてください。

【市外転居】

現在の学校から転校の書類をもらい、市民課で転居手続きをし、転入先の教育委員会の指示を受

けてください。

▼小・中学校一覧

◆公立学校

図 名	所在地	電話番号
小笠東小学校	菊川市川上 1384-2	73-2050
小笠南小学校	菊川市高橋 3503	73-2220
小笠北小学校	菊川市嶺田 59	73-2054
六郷小学校	菊川市本所 2200	35-3147
内田小学校	菊川市下内田 1637	36-2632
横地小学校	菊川市東横地 1886	35-3552
加茂小学校	菊川市加茂 5114	35-3347
堀之内小学校	菊川市西方 2140	35-2108
河城小学校	菊川市吉沢 556	35-3330
牧之原小学校	牧之原市東荻間 2082-13	0548-27-2314
岳洋中学校	菊川市下平川 5430	73-2400
菊川西中学校	菊川市加茂 38	35-3546
菊川東中学校	菊川市本所 670	35-2335
牧之原中学校	牧之原市東荻間 2079-9	0548-27-2803

◆私立学校

図 名	所在地	電話番号
常葉大学附属菊川中学校	菊川市半済 1550	35-3171

▼教育相談

教育や子育てに関することの「教育相談」を実施しています。悩みを抱え込まないで、まず学校

教育課にお電話ください。

適応指導教室「このゆびと〜まれ」(菊川市下平川 6225 TEL 73-1110)

図 名	所在地	電話番号
小笠东小学	菊川市川上 1384-2	73-2050
小笠南小学	菊川市高橋 3503	73-2220
小笠北小学	菊川市嶺田 59	73-2054
六乡小学	菊川市本所 2200	35-3147
内田小学	菊川市下内田 1637	36-2632
横地小学	菊川市东横地 1886	35-3552
加茂小学	菊川市加茂 5114	35-3347
堀之内小学	菊川市西方 2140	35-2108
河城小学	菊川市吉沢 556	35-3330
牧之原小学	牧之原市东荻间 2082-13	0548-27-2314
岳洋中学	菊川市下平川 5430	73-2400
菊川西中学	菊川市加茂 38	35-3546
菊川东中学	菊川市本所 670	35-2335
牧之原中学	牧之原市东荻间 2079-9	0548-27-2803

◆私立学校

図 名	所在地	電話番号
常叶大学附属菊川中学校	菊川市半济 1550	35-3171

▼教育咨询

实施着教育和育儿相关的「教育咨询」。请不要将烦恼压在心里，请先打电话到学校教育课吧。

适应指导教室「このゆびと〜まれ(KONUYUBI TOMARE)」(菊川市下平川 6225 TEL 73-1110)